

組 合 員 の 皆 様 へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、
次の要件を満たす方は、申請が適正と認められれば
国民健康保険料が減免となります。

【保険料減免の対象となる世帯】

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、組合員の収入減少(*)が見込まれる世帯の方

⇒ **保険料の全部又は一部を減額**

※保険料が減免される具体的な要件

令和2年中の組合員の事業収入や給与収入

(「令和2年4月～7月の間における任意の連続する3か月の収入」×4)が、
令和元年中収入に比べて10分の3以上減少する見込みであること

注1：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

注2：収入は建設業における収入のみが対象で、農業収入や不動産収入などは含まれません。

注3：収入減少により保険金や損害賠償金の補填を受けた場合は、減少額から控除されます。

- 保険料の減免額**は、保険料額に事業収入等に係る減少率に応じて下記の減免割合をかけた金額です。

減少率	減免割合	減免期間
5 / 10 以上	全額	令和2年4月 ～
5 / 10 未満 4 / 10 以上	3 / 4	令和2年9月 の 間で
4 / 10 未満 3 / 10 以上	2 / 4	当組合が 認める期間

- ②新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方

⇒ **保険料を全額免除**

※必要な書類等の詳細については、所属組合(支部)又は本部にお問い合わせ下さい。

※申請期限は9月中旬までを予定しております。

☎023-666-7727

山形県建設国民健康保険組合